

答 申

令和3年10月5日

猪名川町長 岡本信司 様

猪名川町指定管理者選定委員会
委員長 園田 寿



猪名川町公の施設における指定管理者の候補法人等の選定について(答申)

令和3年7月12日付、猪企第174号で諮問のありました標記の件について、本選定委員会で審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

今回、本委員会において諮問された公の施設について、審議を行った結果、下記の団体を指定管理者の候補となる法人等として選定しました。

なお、諮問された2施設はいずれも非公募による施設であったことから、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、応募法人等が指定管理者として当該施設運営を適正に行うことが可能かを客観的に審議し、選定を行いました。

1 指定管理者選定候補法人等

区分	施設名称	所管課	指定期間	選定候補法人等
(1) 非公募施設	猪名川町総合福祉センター	福祉課	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	猪名川町社会福祉協議会
(2)	猪名川町社会福祉会館	福祉課	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	猪名川町シルバー人材センター

2 選定理由

(1) 猪名川町総合福祉センター

猪名川町社会福祉協議会については、事業内容、運営実績から継続的かつ安定的な運営能力を有していると認められ、現行の管理・運営事業者であることから候補法人として適当である。

また、当該施設は総合的な福祉サービスの提供を主とすることから多様な専門知識を持ったうえで施設の管理運営を図ることが求められている。猪名川町社会福祉協議会は地域福祉団体などのネットワークがあり、効率的かつ円滑な施設利用が可能であると評価できることから、候補法人として選定する。

(2) 猪名川町社会福祉会館

猪名川町シルバー人材センターについては、現行の管理運営事業者であり、施設を十分に把握しており、事業内容、運営実績から継続的かつ安定的な運営能力を有していると認められることから、候補法人として選定する。

3 付帯意見

(1) 猪名川町総合福祉センター

当該施設は、町の福祉施策の推進において拠点となる重要な施設であるため、施設の理念と目的を十分に認識して、高い専門性・安全性を確保し、適正な福祉サービスを提供することで、引き続き、地域福祉の増進に資すること。

(2) 猪名川町社会福祉会館

当該施設は、貸館利用として住民活動の活性化が期待できることから、貸館の利用促進に向けたPR活動を行うとともに、経済性及び効率性を高めながら有効活用を進めること。

また、経年による施設の老朽化が進んでいる中、より効率的な施設運営による維持管理経費の削減に努め、引き続き町と十分に連携して施設維持管理に努めること。

以上